

町田市における小規模多機能型居宅介護の「事業所評価」の概要

【評価の構成について】

町田市小規模多機能連絡会（以下、当会）が推奨する事業所評価は、主に以下の通り構成されます。

- ① 管理者が事業運営の適正化を再考するための評価である【管理者による事業運営評価】
- ② 事業所の全ての従業者等が自ら提供するサービス内容についての振り返りとして行い、運営推進会議を通して事業所の地域での役割を明確にする【従業者等自己評価】
- ③ ②の評価に対して職員全体で話し合い、管理者がそれを取りまとめた【従業者等自己評価結果】※この評価の取りまとめの過程で運営推進会議の委員の意見をいただきます。
- ④ ①及び③を取りまとめた【事業所評価結果】

なお、本事業所評価は、当会を通じて、常に内容を見直しや更新を行い、社会情勢に合わせた形で活用していくことを前提に作成されています。今後も、本原案にとらわれず、町田市の小規模多機能居宅介護事業所の状況に応じて、ケアの質の向上と充実につながるよう、改良してまいります。

評価のポイント

自己評価だけでなく、運営推進会議を利用した外部評価を含めることで、事業所評価となることを心がけてください。

【評価の構成について】

自己評価

① 管理者が事業運営に関する取り組みの評価を行い、【管理者による事業運営評価】シートに管理者が記載する。

② 職員一人ひとりが自らの取り組みを振り返るアンケート評価を行う。その際、【従業員等自己評価】シートのブルーの項目を4段階評価にて職員に回答してもらう。

職員における個別評価について

他の職員がどのように振り返っているかを気にする必要はありません。自ら行っているサービスに向き合い、振り返ることが大切です。自分なりに評価項目を読み解き、それに対して自分が「できている」「できていない」と感じたままに記載してください。一人ひとりの振り返りは、資格や肩書き、経験などで異なります。個別評価後の職員全体での事業所評価の際に、他の職員との違いがサービスにどのように影響しているのかを自分自身で考えるきっかけとなれば、おのずとサービスの質に向上につながっていくと考えられます。

③ 従業員等自己評価のアンケート結果を集計し、ミーティングを通して事業所として「できている点」「できていない点」の話し合いを行う。【従業員等自己評価】シートに集計値と〔具体的な状況・取組内容〕を管理者が記載する。

事業所の自己評価について

管理者や計画作成担当者が一人で抱え込む必要はありません。職員全員で話し合い、それぞれの考えや実践項目に関する捉え方の違いなどを話し合うプロセスを重要視しています。その中から改善の方策を考えていきます。この一連の流れが、事業所のコミュニケーションの場となることで、ともに育ちあう環境の構築につなげていくことが重要です。

外部評価

④ 運営推進会議にて、事業所が地域のまちづくりに寄与しているか評価を行い、管理者が【従業員等自己評価】シートのオレンジの部分に管理者が記載する。

運営推進会議における評価について

運営推進会議における評価は、利用者、地域の関係者、地域包括支援センターや市町村職員、地域住民等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で当該事業所が地域のまちづくりに果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。

結果公表

⑤ 自己評価及び外部評価の結果を【事業所評価結果】シートに管理者が記載する。

評価結果の構成について

事業所自己評価の結果シートは下記の2点で構成されている。

①評価の結果「できている」と感じた点や、日頃から特に力を入れている点

②評価の結果、「できていない」と感じた点と、改善に向けた取組案

【評価の公表について】

作成した結果は、運営推進会議にて報告し、次年度の事業所が掲げる目標として評価を確定し、公表する。

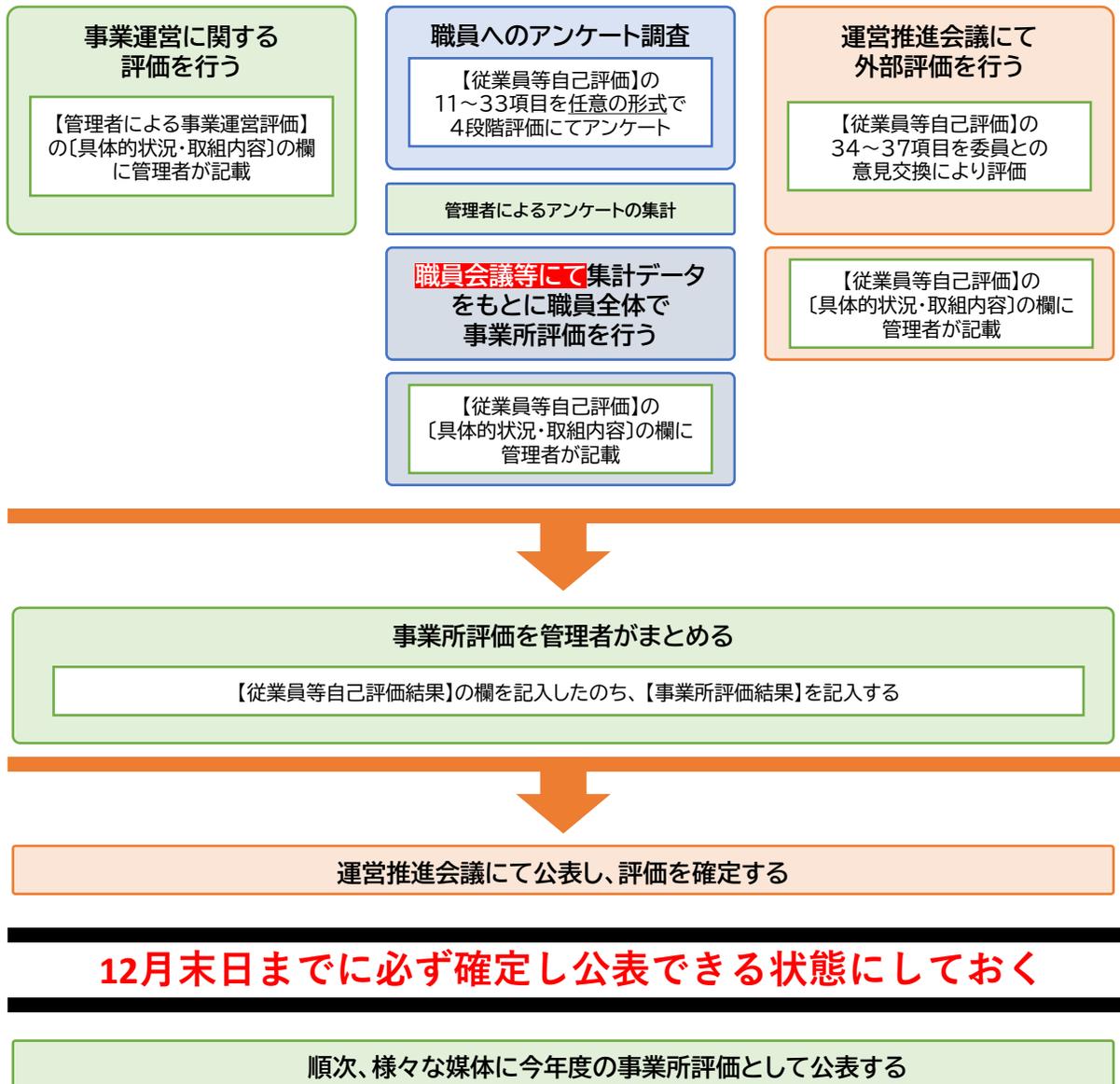
職員における個別評価について

サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムでの公表、事業所内への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターでの掲示、法人のホームページ等への掲載等により公表します。

なお、公表するシートは、下記の4つのシートとなります。

- ①【事業所評価結果】
- ②【管理者による事業運営評価】
- ③【従業者等自己評価】
- ④【従業者等自己評価結果】

【評価の流れについて】



※評価者別の表示について

管理者が評価(グリーン)

従業員が評価し、管理者がとりまとめる(ブルー)

主として運営推進会議で評価(オレンジ)

【注意点】

このスケジュールを厳守するには、2つのポイントがあります。

- ①12月末には、自己評価を確定させること
- ②運営推進会議を2回行わなければ、確定させることができないこと

そのため、運営推進会議の開催日程から逆算すると、遅くとも

運営推進会議が偶数月開催の事業所は、**9月から**
運営推進会議が奇数月開催の事業所は、**10月から**

取り掛からなければなりません。